

OP クレジット(Visa/Mastercard®)規約・規定集（新旧対照表）

※「現行」欄の下線部分は、削除となった箇所です。

同様に、「改定後」欄の赤字下線部分は、改定または追記となった箇所です。

現行（2025年3月版）	改定後（2025年12月版）
<p>第 15 条（個人信用情報機関の利用および登録）</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込みされた方（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、当社または三菱 UFJ ニコスが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）について、以下の目的のために本会員等の個人情報が取り扱われることを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) 本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用すること。</p> <p>なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関する本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報を含みます。</p> <p>(2) 加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。）のためにこれを利用すること。</p> <p>(3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p>	<p>第 15 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込みされた方（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、当社または三菱 UFJ ニコスが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）について、以下の目的のために本会員等の個人情報が取り扱われることを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意</p> <p>① 両社は、本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関*およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、本会員等に関する信用情報（③に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。</p> <p>② 上記①の照会により、これら信用情報機関に本会員等および当該本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。</p> <p>* 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。</p> <p>(2) 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意</p> <p>両社は、本会員等に係る本契約に基づく「登録情報および登録期間」表に定める信用情報を、両社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において「登録情報および登録期間」表に定める期間保有され、③に記載のとおり利用されます。</p> <p>(3) 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意</p> <p>本会員等は、両社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。</p> <p>① 信用情報機関が保有する信用情報</p>

両社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

ア. 上記(2)により、両社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

イ. 信用情報機関が収集したア.以外の情報

ウ. 信用情報機関が保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

両社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

両社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①ア.イ.ウ.）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（①ア.）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

④前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。

第 35 条（カードローン）

10. カードローン返済元金は、カードローン利用可能枠が 50 万円以下の場合は 1 万円とし、カードローン利用可能枠が 60 万円以上の場合には 2 万円から 9 万円までの範囲で三菱 UFJ ニコスが別途通知した金額とします。ただし、三菱 UFJ ニコスが認めた場合、本会員は三菱 UFJ ニコス所定の方法により、1 万円単位でカードローン返済元金の金額を変更し、また返済方式としてボーナス月元金定額加算返済を併用することができるものとします。なお、ボーナス月元金定額加算返済を併用する場合、本条第 7 項にかかわらず、三菱 UFJ ニコス所定のボーナス指定月においては、本会員が申し出た 1 万円単位の任意額を加算した金額をカードローン返済元金として支払うものとします。

第 35 条（カードローン）

10. カードローン返済元金は、カードローン利用可能枠が 10 万円以下の場合は 3 千円とし、カードローン利用可能枠が 11 万円以上 17 万円以下の場合は 5 千円、カードローン利用可能枠が 18 万円以上 50 万円以下の場合は 1 万円、カードローン利用可能枠が 51 万円以上の場合はカードローン利用可能枠が 30 万円増えるごとに 5 千円が加算された金額とします。ただし、三菱 UFJ ニコスが認めた場合、本会員は三菱 UFJ ニコス所定の方法により、1 千円単位でカードローン返済元金の金額を変更し、また返済方式としてボーナス月元金定額加算返済を併用することができるものとします。なお、ボーナス月元金定額加算返済を併用する場合、本条第 7 項にかかわらず、三菱 UFJ ニコス所定のボーナス指定月においては、本会員が申し出た 1 千円単位の任意額を加算した金額をカードローン返済元金として支払うものとします。

第 40 条（遅延損害金）

1. 本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または三菱 UFJ ニコスに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、リボルビング払いの手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、リボルビング払いの手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第 22 条第 2 項を適用します。

(1) キャッシングサービス、カードローンの利用によるものについては、年 19.92%

(2) 2 回払い・ボーナス一括払いのショッピング利用によるものは、法定利率

(3) 上記以外によるものについては、年 14.55%

2. 前項にかかわらず、本会員は、分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、料率の変更については前項と同様とします。

(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで年 14.55%を乗じた金額

ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない金額とします。

(2) 期限の利益を喪失した場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額

第 40 条（遅延損害金）

1. 本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または三菱 UFJ ニコスに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、リボルビング払いの手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、リボルビング払いの手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第 22 条第 2 項を適用します。

(1) キャッシングサービス、カードローンの利用によるものについては、年 19.92%

(2) 2 回払い・ボーナス一括払いのショッピング利用によるものは、法定利率

(3) 上記以外によるものについては、年 14.40%

2. 前項にかかわらず、本会員は、分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、料率の変更については前項と同様とします。

(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額

ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない金額とします。

(2) 期限の利益を喪失した場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額

〔両社が加盟する個人信用情報機関の名称・住所・電話番号等は下記のとおりです。〕

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階

◆ 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

〔三菱 UFJ ニコスが加盟する個人信用情報機関の名称・住所・電話番号等は下記のとおりです。〕

株式会社日本信用情報機構（JICC）

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館

0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

＜登録情報および登録期間＞

	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている 期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より 6 カ月間	当該利用日より 6 カ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査	当該調査中の期間	

〔両社が加盟する個人信用情報機関の名称・電話番号等は下記のとおりです。〕

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

◆ 0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

〔三菱 UFJ ニコスが加盟する個人信用情報機関の名称・電話番号等は下記のとおりです。〕

株式会社日本信用情報機構（JICC）

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

＜登録情報および登録期間＞

	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている 期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実 <u>(本人を特定するための情報および申込みの事実)</u>	当該利用日より 6 カ月間	当該利用日より 6 カ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査	当該調査中の期間	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">中である旨</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</td><td>登録日より 5 年以内</td></tr> </table> <p>※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。</p> <p>※上表の他、CIC および JICC については、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※上表の他、JICC については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から 5 年以内（入会年月日が 2018 年 3 月 31 日以前の場合は延滞解消日から 1 年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から 1 年以内が登録されます。</p> <p>〔当社または三菱 UFJ ニコスが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関〕</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>📞 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。</p> <p>株式会社日本信用情報機構（JICC） (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>📞 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p>	中である旨		⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">中である旨</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</td><td>登録日より 5 年以内</td></tr> </table> <p>※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。</p> <p>※上表の他、CIC および JICC については、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※上表の他、JICC については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から 5 年以内（入会年月日が 2018 年 3 月 31 日以前の場合は延滞解消日から 1 年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から 1 年以内が登録されます。</p> <p>〔当社または三菱 UFJ ニコスが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関〕</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>📞 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。</p> <p>株式会社日本信用情報機構（JICC） (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>📞 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p>	中である旨		⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内
中である旨									
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内								
中である旨									
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内								

<リボルビング払いのご案内>

1.リボルビング払いの毎月の弁済金

〈定額方式〉

締切日（毎月 15 日） 時点のご利用残高	毎月の弁済金	
	A コース	B コース
50 万円以下	1 万円	2 万円
50 万円超 100 万円以下	2 万円	3 万円
100 万円超	3 万円	4 万円

〈残高スライド方式〉

締切日（毎月 15 日） 時点のご利用残高	毎月の弁済金	
	標準コース	長期コース
10 万円以下	1 万円	5 千円
10 万円超 20 万円以下	2 万円	1 万円
以降 10 万円増すごとに	1 万円ずつ加算	5 千円ずつ加算

※ご指定のない場合は定額方式 A コースとさせていただきます。

<リボルビング払いのご案内>

1.リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法

リボルビング払いにおける支払額の原則的な算定方法は、元利型残高スライド方式によるものとし、別表 1 の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。

2.リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更

(1)本会員は、当社所定の時期方法により申し込み、当社が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更することができるものとします。ただし、支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

(2)本会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。

変更内容	選択可能支払コース
元利型残高スライド方式への変更	別表 1 の支払コース
元利型残高スライド方式の支払コースの変更	
元金型残高スライド方式への変更	1 千円以上 10 万円以下で 1 千円単位の金額。ただし、設定時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる設定はできません。また、お持ちのカードおよび設定を申し出る方法により、設定できる金額の上限が異なる場合があります。
元金型残高スライド方式の支払コースの変更	
元利型定額方式への変更	1 千円以上 10 万円以下で 1 千円単位の金額。ただし、設定時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる設定はできません。また、お持ちのカードおよび設定を申し出る方法により、設定できる金額の上限が異なる場合があります。
元利型定額方式の支払コースの変更	
元金型定額方式への変更	
元金型定額方式の支払コースの変更	

〈別表 1〉

ショッピング リボ残高**	残高スライド方式の支払コース*			
	一般コース	5千円コース	1万円コース	2万円コース
<u>10万円以下</u>	<u>5千円</u>	<u>5千円</u>	<u>1万円</u>	
<u>10万円超～</u>	<u>1万円</u>	<u>1万円</u>	<u>2万円</u>	<u>2万円</u>
<u>20万円以下</u>				
<u>20万円超～</u>	<u>1万5千円</u>	<u>1万5千円</u>	<u>3万円</u>	<u>3万円</u>
<u>30万円以下</u>				
<u>30万円超～</u>	<u>2万円</u>	<u>2万円</u>	<u>4万円</u>	<u>4万円</u>
<u>40万円以下</u>				
<u>40万円超～</u>	<u>2万5千円</u>	<u>2万5千円</u>	<u>5万円</u>	<u>5万円</u>
<u>50万円以下</u>				
<u>50万円超～</u>	<u>3万円</u>	<u>3万円</u>	<u>6万円</u>	<u>6万円</u>
<u>60万円以下</u>				
<u>以降10万円 増すごとに</u>	<u>5千円ずつ加算</u>		<u>1万円ずつ加算</u>	

ショッピングリボ残 高**	残高スライド方式の支払コース*		
	<u>3万円コース</u>	<u>4万円コース</u>	<u>5万円コース</u>
<u>10万円以下</u>			
<u>10万円超～20 万円以下</u>	<u>3万円</u>	<u>4万円</u>	<u>5万円</u>
<u>20万円超～30 万円以下</u>			
<u>30万円超～40 万円以下</u>	<u>4万円</u>		
<u>40万円超～50</u>	<u>5万円</u>	<u>5万円</u>	

	<u>万円以下</u>						
	<u>50万円超～60万円以下</u>	<u>6万円</u>	<u>6万円</u>	<u>6万円</u>			
	<u>以降 10万円増すごとに</u>	<u>1万円ずつ加算</u>					
<p>* 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。</p> <p>* * 締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。</p>							
2.手数料率							
実質年率 15.00%							
リボルビング払いの弁済金がお支払いコースの最低額に満たない場合は、弁済金全額をお支払いいただきます。							
3.弁済金の額の具体的算定例（リボルビング払いのお支払い例）							
<u>お支払いコースが定額方式Aコースで4月16日から5月15日までに10万円ご利用した場合</u>							
①締切日（5月15日）リボルビング払い利用残高	<u>100,000円</u>						
毎月の弁済金（6月10日お支払分）	<u>10,000円</u>						
ご利用代金充当	<u>10,000円</u>						
弁済金お支払後のリボルビング払い利用残高	<u>90,000円 (100,000円 - 10,000円)</u>						
②締切日（6月15日）リボルビング払い利用残高	<u>90,000円</u>						
毎月の弁済金（7月10日お支払分）	<u>10,000円</u>						
ご利用代金充当	<u>8,751円 (10,000円 - 1,249円)</u>						
<u>リボルビング払い未決済残高累計</u>							
<u>(100,000円×25日) + (90,000円×6日) = 3,040,000円</u>							
<u>手数料充当額</u>	<u>1,249円 (3,040,000円×15.00%÷365日)</u>						
<u>弁済金お支払後のリボルビング払い利用残高</u>	<u>81,249円 (90,000円 - 8,751円)</u>						

「楽 Pay」特約

第1条（総則）

本特約は、小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「楽 Pay」の利用について定めたものです。当社に対し、本特約および OP クレジット（Visa/Mastercard®）会員規約（以下「会員規約」といいます。）を承認のうえ、所定の方法で申し込みをし、当社が適当と認めた本会員およびその家族会員（以下、総称して「特約会員」といいます。）は、本特約に定める「楽 Pay」（以下「本サービス」といいます。）を利用できるものとします。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り、会員規約において定義した内容に従うものとします。

第2条（指定金額および支払い）

1. 本条において「指定金額」とは、本サービス利用代金および、第3条に定める手数料額（以下「本件手数料額」といいます。）（以下、総称して「本サービス対象代金」といいます。）の支払いとして毎月の各約定支払日において支払う金額の上限額として、特約会員が当社所定の方法により5千円以上5千円単位（ただし、上限を10万円とします。）で指定した金額をいいます。

2. 特約会員が「指定金額」として指定できる金額は、指定金額の登録時点における本サービス利用代金の残高（以下「本サービス利用残高」といいます。）に応じた以下の表の「最低指定額」欄の金額以上 の金額で、かつ5千円単位で指定した金額とします。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

本サービス利用残高	20万円以下	20万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超
最低指定額	5千円	1万円	2万円	3万円

「楽 Pay」特約

第1条（総則）

本特約は、小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「楽 Pay」の利用について定めたものです。当社に対し、本特約および OP クレジット（Visa/Mastercard®）会員規約（以下「会員規約」といいます。）を承認のうえ、所定の方法で申し込みをし、当社が適当と認めた本会員（以下、「特約会員」といいます。）およびその家族会員（以下、総称して「特約会員」といいます。）は、本特約に定める「楽 Pay」（以下「本サービス」といいます。）を利用できるものとします。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り、会員規約において定義した内容に従うものとします。

第2条（指定金額および支払い）

1. 本条において「指定金額」とは、本サービス利用代金および、第3条に定める手数料額（以下「本件手数料額」といいます。）（以下、総称して「本サービス対象代金」といいます。）の支払いとして毎月の各約定支払日において支払う金額の上限額として、特約会員が当社所定の方法により3千円以上10万円以下の範囲において、3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位、1万5千円以上10万円以下の範囲にあっては5千円単位で指定した金額をいいます。

2. 前1項に関わらず、楽 Pay 登録時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできないものとします。

第4条（「楽 Pay」の解除）

本サービスの利用を取り止める場合は、特約会員が当社の定める方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとします。なお、本特約を解約する際に本サービス利用残高がある場合には当社所定のリボルビング払いの支払コースにて支払うものとします。

第5条（特約の改定）

将来、本特約が改定された場合は、当社がその内容を通知した後に特約会員またはその家族会員がカード利用をしたときは、全ての会員が当該変更事項を承認したものとみなします。

第4条（「楽 Pay」の解除）

本サービスの利用を取り止める場合は、特約会員が当社の定める方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとします。なお、本特約を解約する際に本サービス利用残高がある場合には解約時点で設定している支払方式にて支払うものとします。

第5条（特約の改定）

将来、本特約が改定された場合は、当社がその内容を通知した後に特約会員がカード利用をしたときは、全ての会員が当該変更事項を承認したものとみなします。

割賦販売法第30条に定める情報提供書面

第1 1回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1 支払期間、支払回数および手数料率

<u>支払回数（回）</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>12</u>
<u>支払期間（ヶ月）</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>12</u>
<u>手数料率（実質年率） (%)</u>	<u>0</u>	<u>12.25</u>	<u>13.50</u>	<u>13.75</u>	<u>14.50</u>	<u>14.75</u>
<u>ショッピング利用代金 (現金価格) 100円あたりの分割払手数料の額 (円)</u>	<u>0</u>	<u>2.04</u>	<u>3.40</u>	<u>4.08</u>	<u>6.80</u>	<u>8.16</u>

<u>支払回数（回）</u>	<u>15</u>	<u>18</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>ボーナス一括払い</u>
<u>支払期間（ヶ月）</u>	<u>15</u>	<u>18</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>1~6</u>
<u>手数料率（実質年率） (%)</u>	<u>15.00</u>				<u>0</u>
<u>ショッピング利用代金 (現金価格) 100円あたりの分割払手数料の額 (円)</u>	<u>10.20</u>	<u>12.24</u>	<u>13.60</u>	<u>16.32</u>	<u>0</u>

●ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。

●一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2 支払総額の具体的算定例

現金価格 10万円を 10回払いご利用の場合

(1) 分割払手数料

$100,000 \text{ 円} \times (6.80 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}) = 6,800 \text{ 円}$

(2) 支払総額

$100,000 \text{ 円} + 6,800 \text{ 円} = 106,800 \text{ 円}$

(3) 分割支払金

100,000 円÷10 回 + 6,800 円÷10 回 = 10,680 円

第 2 リボルビング払いに関する事項

1 弁済の時期

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につき、毎月 15 日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月 10 日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2 弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。なお、下記方式のうち、(5) および (6) は、会員規約変更（2025 年 12 月）前に当該方式を選択されていた本会員にのみ適用されます。新規に選択することはできません。

(1)リボルビング払い（元利型残高スライド方式）

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。

b a の金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

c 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(2)リボルビング払い（元金型残高スライド方式）

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手

料の計算方法により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

b 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

支払コース \ ショッピングリボ残高**	10万円以下	10万円超 20万円以下	20万円超30万円以下	30万円超 40万円以下
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円
2万円		2万円	3万円	4万円
3万円コース		3万円		4万円
4万円コース			4万円	
5万円コース			5万円	

支払コース \ ショッピングリボ残高**	40万円超 50万円以下	50万円超 60万円以下	60万円超10万円増す毎に
一般コース	2万5千円	3万円	5千円ずつ加算
5千円コース	2万5千円	3万円	
1万円コース	5万円	6万円	
2万円	5万円	6万円	
3万円コース	5万円	6万円	
4万円コース	5万円	6万円	
5万円コース	5万円	6万円	

* 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

* * 締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

(3) リボルビング払い（元利型定額方式）

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。

b a の金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

c 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(4) リボルビング払い（元金型定額方式）

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。

b 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

きショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

(5) 元利定額リボルビング払い〔定額方式 A コース・定額方式 B コース〕

本会員があらかじめ指定した下記コースに従い、約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。当該金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。ただし、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金（各コースの毎月の弁済金）を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月の弁済金	
	定額方式 A コース	定額方式 B コース
<u>50 万円以下</u>	<u>1 万円</u>	<u>2 万円</u>
<u>50 万円超 100 万円以下</u>	<u>2 万円</u>	<u>3 万円</u>
<u>100 万円超</u>	<u>3 万円</u>	<u>4 万円</u>

(6) 元金定額リボルビング払い〔定額方式 A コース・定額方式 B コース〕

本会員があらかじめ指定した下記コースに従い、約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。ただし、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額（各コースの毎月のお支払元金額）を下回る場合には、当該下回る金額に所定のショッピング利用手数料の額を加算した金額を支払うものとします。

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月のお支払元金額	
	定額方式 A コース	定額方式 B コース
<u>50 万円以下</u>	<u>1 万円</u>	<u>2 万円</u>

<u>50万円超 100万円以下</u>	<u>2万円</u>	<u>3万円</u>
<u>100万円超</u>	<u>3万円</u>	<u>4万円</u>

(7) 特約元利型定額方式

a 楽 Pay 登録期間中は、本会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位（3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位）であらかじめ指定した金額を支払うものとします。ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。

当該金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

b 上記aにかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

c 楽 Pay 登録期間とは、楽 Pay 登録がされた時点から楽 Pay 登録が解除された時点までをい、特約ショッピングリボ残高とは、楽 Pay 登録日までのショッピング利用に係るショッピングリボ残高と3(2b)に定める本サービス利用代金等残高の合計額をいいます（以下同じ。）。

(8) 特約元金型定額方式

a 楽 Pay 登録期間中は、本会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位（3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位）であらかじめ指定した金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

b 上記aにかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

(9) ボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払い

a ボーナス月以外の月の約定支払日には、本会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。

b 上記 a にかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高およびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記 a により定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。

c ボーナス月加算額は、1万円以上1万円単位で本会員が指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期（7月または8月）および冬期（12月または1月）のそれぞれにつき、本会員が指定した月とします。

3 手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率

年 15.00%（実質年率）とします。

(2a) ショッピング利用手数料の計算方法

a 締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。

●所定ショッピングリボ残高（100円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率
÷365

b 上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます（以下同じ。）。

c カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）

a 楽 Pay 登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。

●所定本サービス利用代金等残高（100円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用

手数料率÷365

b 上記 a にかかわらず、本会員が、楽 Pay サービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）によるものとします。ただし、以下の計算式中の（楽 Pay サービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）に 100 円未満の額がある場合には当該 100 円未満の額は切り捨てるものとします。

● （楽 Pay サービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

c 上記楽 Pay サービス期間とは、楽 Pay 登録の翌日から楽 Pay 登録が解除される日までをいいます。所定本サービス利用代金等残高とは、楽 Pay サービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が 1 回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当社所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。

d 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の 2 か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、上記（2a）または（2b）によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

(1) 元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4 月 16 日から 5 月 15 日までに合計 11 万円ご利用された場合

支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高 (円)	弁済日	弁済金（円）

<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>5,000</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>96,376</u>	<u>8/10</u>	<u>5,000</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>92,599</u>	<u>9/10</u>	<u>5,000</u>

<u>支払回数</u>	<u>E</u>	<u>F</u>	<u>G</u>
	<u>弁済金のうち元 金充当額（円）</u>	<u>弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円）*</u>	<u>弁済後のショッピング グリボ残高（円） (B-E)</u>
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>3,624</u>	<u>1,376</u>	<u>96,376</u>
<u>3</u>	<u>3,777</u>	<u>1,223</u>	<u>92,599</u>
<u>4</u>	<u>3,783</u>	<u>1,217</u>	<u>88,816</u>

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月 10日 支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月 15日）まではショッピング利用手数料はかかりませ
ん。

● 7月 10日 支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (5月 16日～6月 9日)} + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月 10日～6月 15日)} = 1,376 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 8月 10日 支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月 16日～7月 9日)} + 96,300 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月 10日～7月 15日)} = 1,223 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 9月 10日 支払分

$96,300 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月 16日～8月 9日)} + 92,600 \text{ 円} \times 15\%$

÷365 日×6 日（8月10日～8月15日）= 1,217 円（1円未満端数切捨て）

* * 付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(2) 元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに 11万円ご利用された場合

A	B	C	D	
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高 (円)	弁済日	弁済金（円）
1	5/15	110,000	6/10	10,000
2	6/15	100,000	7/10	6,376
3	7/15	96,376	8/10	6,220
4	8/15	92,599	9/10	6,197

E	F	G	
支払回数	弁済金のうち元 金充当額（円）	弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円） *	弁済後のショッpin グリボ残高（円） (B-E)
1	10,000	0	100,000
2	5,000	1,376	95,000
3	5,000	1,220	90,000
4	5,000	1,197	85,000

* ショッピング利用手数料の計算

●6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

●7月10日支払分

$110,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 25 \text{日}$ (5月16日～6月9日) + $100,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日}$ (6月10日～6月15日) = 1,376円 (1円未満端数切捨て)

●8月10日支払分

$100,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 24 \text{日}$ (6月16日～7月9日) + $95,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日}$ (7月10日～7月15日) = 1,220円 (1円未満端数切捨て)

●9月10日支払分

$95,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 25 \text{日}$ (7月16日～8月9日) + $90,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日}$ (8月10日～8月15日) = 1,197円 (1円未満端数切捨て)

(3) 元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

A	B	C	D	
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高 (円)	弁済日	弁済金（円）
1	5/15	110,000	6/10	10,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000
3	7/15	91,376	8/10	10,000
4	8/15	82,587	9/10	10,000

E	F	G	
支払回数	弁済金のうち元 金充当額（円）	弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 グリボ残高（円）	弁済後のショッピ ング利用手数料充 グリボ残高（円）

		<u>当額（円）*</u>	<u>(B-E)</u>
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>8,624</u>	<u>1,376</u>	<u>91,376</u>
<u>3</u>	<u>8,789</u>	<u>1,211</u>	<u>82,587</u>
<u>4</u>	<u>8,818</u>	<u>1,182</u>	<u>73,769</u>

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月 10日 支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月 15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

● 7月 10日 支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (5月 16日～6月 9日)} + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月 10日～6月 15日)} = 1,376 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 8月 10日 支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月 16日～7月 9日)} + 91,300 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月 10日～7月 15日)} = 1,211 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 9月 10日 支払分

$91,300 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月 16日～8月 9日)} + 82,500 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8月 10日～8月 15日)} = 1,182 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

* * 付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(4) 元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4月 16日から 5月 15日までに 11 万円ご利用された場合

<u>支払回数</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>
		<u>締切日時点のショッピングリボ残高</u>	<u>弁済日</u>	<u>弁済金（円）</u>

		(円)		
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>11,376</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>90,000</u>	<u>8/10</u>	<u>11,208</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>80,000</u>	<u>9/10</u>	<u>11,121</u>

	E	F	G
支払回数	弁済金のうち元 金充当額（円）	弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円） *	弁済後のショッpin グリボ残高（円） (B-E)
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>10,000</u>	<u>1,376</u>	<u>90,000</u>
<u>3</u>	<u>10,000</u>	<u>1,208</u>	<u>80,000</u>
<u>4</u>	<u>10,000</u>	<u>1,121</u>	<u>70,000</u>

* ショッピング利用手数料の計算

●6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

●7月10日支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (5月16日～6月9日)} + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 1,376 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

●8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,208 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

●9月10日支払分

90,000 円×15%÷365 日×25 日（7月 16 日～8月 9 日）+ 80,000 円×15%÷365
日×6 日（8月 10 日～8月 15 日）= 1,121 円（1 円未満端数切捨て）

(5) 元利定額リボルビング払い〔定額方式〕

お支払コース：定額方式 A コース

4月 16 日から 5月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

上記(3)元利型定額方式と同一です。

(6) 元金定額リボルビング払い〔定額方式〕

お支払コース：定額方式 A コース

4月 16 日から 5月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

上記(4)元金型定額方式と同一です。

(7) ボーナス併用リボルビング払い（平月：元利型残高スライド方式）

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4月 16 日から 5月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

<u>支払回数</u>	<u>A</u> <u>締切日</u>	<u>B</u> <u>締切日時点のショッピングリボ残高 (円)</u>	<u>C</u> <u>弁済日</u>	<u>D</u> <u>弁済金（円）</u>
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>5,000</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>96,376</u>	<u>8/10</u>	<u>35,000</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>62,599</u>	<u>9/10</u>	<u>5,000</u>

<u>支払回数</u>	<u>E</u> <u>弁済金のうち元 金充当額（円）</u>	<u>F</u> <u>弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円）*</u>	<u>G</u> <u>弁済後のショッピ ングリボ残高 (円) (B-)</u>

			<u>E)</u>
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>3,624</u>	<u>1,376</u>	<u>96,376</u>
<u>3</u>	<u>33,777</u>	<u>1,223</u>	<u>62,599</u>
<u>4</u>	<u>3,857</u>	<u>1,143</u>	<u>58,742</u>

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月 10日 支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月 15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

● 7月 10日 支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (5月 16日～6月 9日)} + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月 10日～6月 15日)} = 1,376 \text{ 円}$ (1円未満端数切捨て)

● 8月 10日 支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月 16日～7月 9日)} + 96,300 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月 10日～7月 15日)} = 1,223 \text{ 円}$ (1円未満端数切捨て)

● 9月 10日 支払分

$96,300 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月 16日～8月 9日)} + 62,500 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8月 10日～8月 15日)} = 1,143 \text{ 円}$ (1円未満端数切捨て)

* * 付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(8) ボーナス併用リボルビング払い (平月:元金型残高スライド方式)

お支払コース: 一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4月 16日から 5月 15日までに 11 万円ご利用された場合

<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>
<u>支払回数</u>	<u>締切日</u>	<u>締切日時点のショッピングリボ残高</u>	<u>弁済日</u>

		(円)		
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>6,376</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>95,000</u>	<u>8/10</u>	<u>36,220</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>60,000</u>	<u>9/10</u>	<u>6,123</u>

	E	F	G
支払回数	弁済金のうち元 金充当額（円）	弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円） *	弁済後のショッピ ング残高（円） (B-E)
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>5,000</u>	<u>1,376</u>	<u>95,000</u>
<u>3</u>	<u>35,000</u>	<u>1,220</u>	<u>60,000</u>
<u>4</u>	<u>5,000</u>	<u>1,123</u>	<u>55,000</u>

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

● 7月 10 日支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日}$ (5月 16 日～6月 9 日) + $100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日}$ (6月 10 日～6月 15 日) = 1,376 円 (1 円未満端数切捨て)

● 8月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日}$ (6月 16 日～7月 9 日) + $95,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日}$ (7月 10 日～7月 15 日) = 1,220 円 (1 円未満端数切捨て)

● 9月 10 日支払分

95,000 円×15%÷365 日×25 日（7月 16 日～8月 9 日）+ 60,000 円×15%÷365
日×6 日（8月 10 日～8月 15 日）= 1,123 円（1 円未満端数切捨て）

(9) ボーナス併用リボルビング払い（平月：元利型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

<u>支払回数</u>	<u>A 締切日</u>	<u>B 締切日時点のショッピング残高（円）</u>	<u>C 弁済日</u>	<u>D 弁済金（円）</u>
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>10,000</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>91,376</u>	<u>8/10</u>	<u>40,000</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>52,587</u>	<u>9/10</u>	<u>10,000</u>

<u>支払回数</u>	<u>E 弁済金のうち元金充当額（円）</u>	<u>F 弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*</u>	<u>G 弁済後のショッピング残高（円）(B-E)</u>
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>8,624</u>	<u>1,376</u>	<u>91,376</u>
<u>3</u>	<u>38,789</u>	<u>1,211</u>	<u>52,587</u>
<u>4</u>	<u>8,933</u>	<u>1,067</u>	<u>43,654</u>

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

● 7月10日支払分

$110,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 25 \text{日}$ (5月16日～6月9日) + $100,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日}$ (6月10日～6月15日) = 1,376 円 (1円未満端数切捨て)

● 8月10日支払分

$100,000 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 24 \text{日}$ (6月16日～7月9日) + $91,300 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日}$ (7月10日～7月15日) = 1,211 円 (1円未満端数切捨て)

● 9月10日支払分

$91,300 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 25 \text{日}$ (7月16日～8月9日) + $52,500 \text{円} \times 15\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日}$ (8月10日～8月15日) = 1,067 円 (1円未満端数切捨て)

* * 付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(10) ボーナス併用リボルビング払い (平月:元金型定額方式)

毎月の支払額として指定された金額 : 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4月16日から5月15日までに 11 万円ご利用された場合

<u>支払回数</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>
	<u>締切日</u>	<u>締切日時点のショッピングリボ残高 (円)</u>	<u>弁済日</u>	<u>弁済金 (円)</u>
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>11,376</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>90,000</u>	<u>8/10</u>	<u>41,208</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>50,000</u>	<u>9/10</u>	<u>11,047</u>

	E	F	G
支払回数	弁済金のうち元 金充当額（円）	弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円） *	弁済後のショッピ ングリボ残高 (円) (B- E)
1	10,000	0	100,000
2	10,000	1,376	90,000
3	40,000	1,208	50,000
4	10,000	1,047	40,000

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

● 7月10日支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (5月16日～6月9日)} + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 1,376 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,208 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 9月10日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月16日～8月9日)} + 50,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8月10日～8月15日)} = 1,047 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

(11) 特約元利型定額方式

4月10日 楽Pay登録

指定金額 10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

<u>支払回数</u>	<u>A 締切日</u>	<u>B 締切日時点のショッピング残高 (円)</u>	<u>C 弁済日</u>	<u>D 弁済金（円）</u>
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>10,000</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>90,246</u>	<u>8/10</u>	<u>10,000</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>81,454</u>	<u>9/10</u>	<u>10,000</u>

<u>支払回数</u>	<u>E 弁済金のうち元金充当額（円）</u>	<u>F 弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*</u>	<u>G 弁済後のショッピング残高（円）(B-E)</u>
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>9,754</u>	<u>246</u>	<u>90,246</u>
<u>3</u>	<u>8,792</u>	<u>1,208</u>	<u>81,454</u>
<u>4</u>	<u>8,873</u>	<u>1,127</u>	<u>72,581</u>

* ショッピング利用手数料の計算

●6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まで
はショッピング利用手数料はかかりません。

●7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）ま
では手数料はかかりず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～6月15日）=246円（1円未満端数
切捨て）

●8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～7月9日）+90,200円**×15%÷365日×6日（7月10日～7月15日）=1,208円（1円未満端数切捨て）

●9月10日支払分

90,200円**×15%÷365日×25日（7月16日～8月9日）+81,400円**×15%÷365日×6日（8月10日～8月15日）=1,127円（1円未満端数切捨て）

* * 付利単位 100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

(12) 特約元金型定額方式

4月10日 楽Pay登録

指定金額 10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

A 支払回数	B 締切日	C 締切日時点のショッピングリボ残高 (円)	D 弁済日	E 弁済金（円）
1	5/15	110,000	6/10	10,000
2	6/15	100,000	7/10	10,246
3	7/15	90,000	8/10	11,208
4	8/15	80,000	9/10	11,121

E 支払回数	F 弁済金のうち元金充当額（円）	G 弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	H 弁済後のショッピングリボ残高（円）（B-E）
1	10,000	0	100,000

<u>2</u>	<u>10,000</u>	<u>246</u>	<u>90,000</u>
<u>3</u>	<u>10,000</u>	<u>1,208</u>	<u>80,000</u>
<u>4</u>	<u>10,000</u>	<u>1,121</u>	<u>70,000</u>

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月 10日 支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月 15日）に係る約定支払日の前日（6月 9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

● 7月 10日 支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月 15日）に係る約定支払日の前日（6月 9日）までは手数料はかかりず、6月 10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月 10日～6月 15日)} = 246 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 8月 10日 支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月 16日～7月 9日)} + 90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月 10日～7月 15日)} = 1,208 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

● 9月 10日 支払分

$90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月 16日～8月 9日)} + 80,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8月 10日～8月 15日)} = 1,121 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

(13) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元利型定額方式）

4月 10日 楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4月 16日から5月 15日までに 11 万円ご利用された場合

A	B	C	D
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高	弁済日

		(円)		
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>10,000</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>90,246</u>	<u>8/10</u>	<u>40,000</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>51,454</u>	<u>9/10</u>	<u>10,000</u>

	E	F	G
支払回数	弁済金のうち元 金充当額（円）	弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円） *	弁済後のショッpin グリボ残高（円） (B-E)
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>9,754</u>	<u>246</u>	<u>90,246</u>
<u>3</u>	<u>38,792</u>	<u>1,208</u>	<u>51,454</u>
<u>4</u>	<u>8,947</u>	<u>1,053</u>	<u>42,507</u>

* ショッピング利用手数料の計算

●6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

●7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかりず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 246 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

●8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 90,200 \text{ 円} ** \times 15\% \div$

365 日×6 日（7月 10 日～7月 15 日）= 1,208 円（1 円未満端数切捨て）

●9月 10 日支払分

90,200 円**×15%÷365 日×25 日（7月 16 日～8月 9 日）+ 51,400 円**×15%

÷365 日×6 日（8月 10 日～8月 15 日）= 1,053 円（1 円未満端数切捨て）

* * 付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(14) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元金型定額方式）

4月 10 日 楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4月 16 日から 5月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

<u>支払回数</u>	<u>A</u> <u>締切日</u>	<u>B</u> <u>締切日時点のショッピングリボ残高 (円)</u>	<u>C</u> <u>弁済日</u>	<u>D</u> <u>弁済金（円）</u>
<u>1</u>	<u>5/15</u>	<u>110,000</u>	<u>6/10</u>	<u>10,000</u>
<u>2</u>	<u>6/15</u>	<u>100,000</u>	<u>7/10</u>	<u>10,246</u>
<u>3</u>	<u>7/15</u>	<u>90,000</u>	<u>8/10</u>	<u>41,208</u>
<u>4</u>	<u>8/15</u>	<u>50,000</u>	<u>9/10</u>	<u>11,047</u>

<u>支払回数</u>	<u>E</u> <u>弁済金のうち元 金充当額（円）</u>	<u>F</u> <u>弁済金のうちショッピ ング利用手数料充 当額（円）*</u>	<u>G</u> <u>弁済後のショッピ ングリボ残高 (円) (B- E)</u>
<u>1</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	<u>100,000</u>
<u>2</u>	<u>10,000</u>	<u>246</u>	<u>90,000</u>

<u>3</u>	<u>40,000</u>	<u>1,208</u>	<u>50,000</u>
<u>4</u>	<u>10,000</u>	<u>1,047</u>	<u>40,000</u>

* ショッピング利用手数料の計算

● 6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

● 7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかりず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 246 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

● 8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,208 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

● 9月10日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月16日～8月9日)} + 50,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8月10日～8月15日)} = 1,047 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$